

富士吉田市告示第 18 号

富士吉田市飼い犬等による危害を防止する条例第 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 9 日に次の犬を捕獲抑留したので、第 7 条第 1 項の規定に基づき告示をします。
該当する犬の所有者は、令和 8 年 2 月 17 日までに引き取ってください。

令和 8 年 2 月 12 日

富士吉田市長 堀 内 茂

捕 獲 場 所	種 類	毛 色	性 別	体 格	特 徴	備 考
上吉田東 1 丁目 13-8 付近	雑種	黒	不明	中	立耳	首輪なし